

經濟論叢

第九十四卷 第二號

- 時間短縮の可能性と労働組合 ……………前 川 嘉 一 1
- 一八九〇年代ロシアの經濟思想の動向 ………田 中 真 晴 16
- 管理會計の性格 ……………野 村 秀 和 39
- オートメーションと直接的生産労働者 ………小 谷 節 男 40
-

昭和三十九年八月

京都大學經濟學會

時間短縮の可能性と労働組合

前川 嘉一

マルクスの経済理論によれば、資本主義のもとで、労働日の長さを決定する基本的要因は、労働時間の短縮―標準労働日の基本的要因でもある。すなわち、労働日の長さは、労資が商品交換の法則にもとづき、同等の、しかし相反するそれぞれの権利（資本の労働力商品購買者としての権利、労働者の販売者としての権利）を主張するあいだで展開するところの、いわゆる労働日の諸限度をめぐる階級闘争を通じて決定される。この労働時間の長さの一般的な決定要因は、労働時間短縮―標準労働日についても同じであって、「資本制生産の歴史において、労働日の標準化は、労働日の諸限度をめぐる闘争―総資本家すなわち資本家階級と総労働者すなわち労働者階級とのあいだの一の闘争―としてあらわれる」と考えられている。

これに論拠して、労働時間の長さ、そしてまた労働時間短縮―標準労働日を規定する基本的要因を階級闘争における考え方が一般的なのである。

いうまでもなく、資本制生産は資本による剰余価値増殖を意味し、したがって、資本は可能なかぎりでの剰余労働の吸収を意図して、本来、労働時間の出来るかぎりでの延長を要求する。これを前提として、労働時間の長さの決定要因が労資の階級闘争にあると考えるのは、一般的規定として何等問題とされるところはない。ところで、労働時間

短縮標準労働日の確立、そしてその発展は、資本制生産のもとでの労働時間の長さを決定する一般的规定を理論的前提とするものであって、この意味において、標準労働日においても、その決定の基底にこの一般的规定が貫かれていると考えてよい。すなわち、資本は、本来、労働時間の延長を意図するものであるにもかかわらず、資本制生産の歴史において、労働時間の短縮を行ってきたのは、不断の労働者階級の抵抗が存在したのであって、資本家階級や資本主義国家が、労働者階級の何等かの抵抗も存しないところに労働時間の短縮を自ら行うということはみられなかったのである。

労働者階級の抵抗によって資本家階級およびその国家が、労働時間の短縮標準労働日の確立を許容することは、それ自体、経済的譲歩である。労働時間の短縮は労働者階級の資本に対する抵抗運動によって、剰余価値生産の不安定、あるいは不安定の危惧が認められる場合、その安定化をはかり、資本制生産体制を保持するための部分的な経済的譲歩である。その場合、資本にとっての絶対的基準は剰余価値法則にもとづく資本蓄積の貫徹であり、そのための部分的な経済的譲歩としての時間短縮である。資本蓄積が資本の賃労働に対する多元的政策（主要な点は賃金、時間、密度に向けられる）によってすすめられればすすめられるほど、労働時間の短縮は、この意味で部分的譲歩にすぎないのである。

ところで経済的譲歩が行われるためには、資本において譲歩を可能ならしめる条件がなくてはならない。なぜなら、譲歩を可能ならしめる条件が存しないならば、抑圧が譲歩にとって代わるからである。労働時間短縮標準労働日の確立で、資本が経済的譲歩を行うためには、資本制生産において資本蓄積の進行がすすめられていなければならぬ。すなわち、労働の生産性の発展および労働能率の増進が問題にならざるをえない。「現実においては、労働の生産性

および強度における変動が労働日の短縮に先行するか、またはそれにすぐ続いて起るのである。⁶⁵⁾ 労働の生産性ならびに労働能率の増進は、労働者階級の資本に対する抵抗を促進し、強めるとともに、それ自体、その抵抗運動に対して経済的譲歩を可能ならしめる要素でもある。そして譲歩—時間短縮が現実化するとすれば、さらに労働生産性の上昇ならびに強度化が資本によって意図されることはいうまでもなく、この意味においては、「時間短縮」と「労働の生産性ならびに強度化」の両者はまさに「どちらが原因、どちらが結果ともいえない因果関係」をもつと考えられよう。しかし、この因果関係は両者の直接的なものではなく、労働者階級の抗争が介在して成立するものである。したがって、資本主義のもとで、現実的な労働時間の短縮を考えるとすれば、すでに述べた労働時間の短縮を決定する一般的な規定にもとづき、すなわち、労働者階級の抵抗運動の展開を基底とし、その上で時間短縮を可能ならしめる諸条件を考え、その統一的理解によって問題の接近が得られよう。

生産力の発展とくに労働能率の増進—労働強度化が、それ自体、時間短縮の客観的要因となつて、資本の自発的労働時間短縮の原因と考え、これを労働者階級の抵抗運動と併列して、同一比重で考えるクチンスキーの見解に、前記の統一的理解がないと同じように、労働生産性の上昇が労働時間短縮の抽象的可能性をつくりだすが、それ自体では決して労働時間の短縮をもたささないで、階級闘争がすべてを決定するとの考え方にもまた、労働時間短縮の一般的規定にのみ問題を限定して両者の関係を事実上切りはなしてしまう危険性があつて、統一的理解は不十分とならざるをえない。

このような観点から時間短縮と可能性を労働生産性の上昇そして労働強度の増進に問題を限定してそれを労働組合の時間短縮運動との関連で検討しておきたい。

- (1) 「資本論」第一巻、五九三—四頁参照。
- (2) 「資本論」第一巻、五九四頁。
- (3) 例えば内海義夫教授は「労働時間の経済法則」（社会政策学会年報第11集所収）で「資本主義のもとでは、標準労働日は労働日の諸限度をめぐる労資の階級闘争をつうじて決定される、というのが資本主義に固有の労働時間法則である。」（同書一頁）と論考され、岸本英太郎教授は「労働時間短縮—標準労働日の問題が国家を譲歩せしめて獲得したものであった。その意味で標準労働日は労働者階級の闘争の必然的産物に外ならなかったのである。標準労働日の問題にかぎらず、他の社会政策立法も、又法律によらざる労働時間の短縮も、総じて労働者階級の闘争の産物であつて、資本家乃至資本家階級や国家自らの自発的な産物ではない。」（窮乏化法則と社会政策）四八頁と述べられ、同じような論述は藤本武教授の場合にもみられる。「時間短縮の運動も労働時間を短縮しまいとする資本家階級と、それらを短縮し、自分たちの生活をまもろうとする、そして結果的には相対的資金の低下を防止し、剰余価値率・搾取率の引下げを企図する、労働者階級との間の一つの階級闘争であつた。今後についても同様である。」（労働時間）二〇八頁
- (4) 岸本英太郎教授、前掲書 五三—四頁参照。
- (5) 「資本論」第一巻、一一八四頁。
- (6) 大河内一男教授は「労働生産性」と「時間短縮」との関係を次のように説明されている。「新しい生産設備や産業革命等によって労働の生産性が上がり、国の生産力も膨張するというような時間短縮のための足場が築かれるにつれて、その足場に乗って、大体それにスライドしながら、時間の短縮が進展をする、というような関係であります。従つて、労働の生産性が停滞的なところでは、時間の短縮もまた、問題として日程のぼらなかつたといつて大体間違ひはないと思ひます。——（中略）——時間の短縮がある程度行なわれますと、生産設備もどんどん新しくなりますので、その新しい生産設備のもとでは、短縮された時間の中でも労働の強化が現われたり、災害が激しくなつたりします。それでさらに第二次の時間短縮が計画され、——（中略）——この二つのものは、どちらが原因、どちらが結果ともいえない因果関係で絶えず繰り返されながら、お互いに結び合つて進んでいつたものと考えられます。」（日本労働協会編「時間短縮」六一—七頁）
- (7) クチンスキー（J. Kuczynski）は時間短縮の要因として、(1)労働者階級の抵抗、(2)労働時間の延長が最大限になつし、これ以上の延長が労働者階級の生存を脅かすため、(3)労働強化の増進が肉体的限界につきあつた場合、以上の三つをあげている。このような理論について岸本英太郎教授は「クチンスキーは労働時間短縮の『二つの原因』——(1)(2)を意味する、筆者——をあげ、しかもこれを統一的には理解していないのである。或る場合には二つの原因が同時に、或る場合には一つの、又或る場合には他の一つの原因が役割を演ずるとし、又搾取の肉体的原因につきあつたつて、資本家階級が自ら労働時間の短縮に移行する場合のあることを承認しているのである。これでは二つの原因のうち何れが決定的

な役割を演ずるかとの問はナンセンスである。クチンスキーはこの問を出すこと自体が誤りであると告白しているようなものである」と批判されている（岸本英太郎教授「前掲書」四八―五一頁参照）。

二

労働時間の短縮には、現実の問題として、労働の生産性および強度における変化が先行するか、相伴うものであれば、労働時間短縮が労働者階級の階級闘争を通じて決せられるにせよ、これらの事実と無関係に労働時間短縮を考へることはできない。さきに述べたように、これを統一的に理解することが必要であるとすれば、どのような視点から考へるべきであろうか。

一般に、その統一的理解は、いわゆる絶対的剰余価値生産から相対的剰余価値生産への転化の過程において問題の追究がされる。その転化の論理的メカニズムは次のように説明される。「イギリスでは半世紀の間にわたり、労働日の延長が工場労働の強度の増大と相並んで行われた。とはいえ、一時的な発作でなくて日ごと毎日繰返される規則正しい均等性を必要とする労働にあっては、明かに一の結節点が――労働日の拡大と労働の強度が排除しあって、労働日を延長するには労働の強度を低下せざるをえず、また逆に強度を高めるには労働日を短縮せざるをえないという、一の結節点が――生ずるに違いない。労働者階級のだんだんと増大する反抗が国家をして、労働時間を強力的に短縮し、且つ何よりもまづ本来的工場に標準労働日を口授することを余儀なくさせるや否や、かくして、労働日の延長による剰余価値の生産の増進がすっかり駄目となったこの瞬間からして、資本は全力をもって、且つ全く意識的に、機械体系の発展を促進することによっての相対的剰余価値の生産に没頭したのである」と。すなわち、絶対的剰余価値

生産方法の二側面、労働日の延長と労働強度の増進は矛盾し、この矛盾の限界が労働者階級の反抗によって時間短縮を現実化し、いわゆる相対的剰余価値生産方法へと転化するのである。このように、労働日の延長・労働強化↓労働者階級の抵抗運動↓時間短縮↑生産性の拡大・労働強化の循環する発展過程をとって(労働日の延長・労働強化↑時間短縮ではない)、労働日の延長・労働強化の問題は労働者階級の抵抗運動にくみこまれる。労働生産性・労働強度の増進と時短をめぐる階級闘争との統一的な理解とは、一般に、前者の問題が後者に吸収されるという意味においてである。しかし、これらを統一して考える場合に重要なことは、本来、資本は剰余価値を拡大し、利潤率を維持、確保するため、賃金、労働時間および労働密度を中心にして、問題を統一的に考え、労働者に対する包括的支配を行うものであれば、労働者の抵抗運動によって資本は時間短縮を譲歩として行うにしても、その譲歩は賃金、労働密度等をふくめた全体的観点の上で許容する、部分的譲歩として位置づけられるということである。この視点から、時間短縮をめぐる労働の生産性、労働の強度化そして労働者の抵抗運動の関係を、上述の統一的理解にさらに検討を加えて、考える必要がある。

労働の生産性の労働時間短縮との関係は、「一般的・抽象的な可能性」の問題として考えられている。もとより、労働生産性が労働時間短縮のための可能性を生みだすにすぎず、労働生産性自体が、労働時間の短縮を決定するものではない。その現実への転化には必ず労働者の抵抗運動が介在している。しかし、これは、労働生産性と労働時間短縮との一般的関係をいうにすぎない。労働生産性は時間短縮の可能性をつくりだすだけのものではあるが、労働生産性の発展内容に即応して、そのつくりだされる可能性もまた変容し、したがって労働生産性の発展段階に応じて、労働時間短縮をめぐる労資関係に異なる可能性の条件をつくりだすものと考えられ、この意味において、労働生産性

が時間短縮につくりだす可能性を具体的にみる必要がある。

労働生産性の発展は労働強度化と関連するものである。労働生産性は労働過程における物質的担い手としての労働手段の進歩を中心に発展するが、資本主義発展の歴史においては、機械ならびに機械体系の発展がそれである。資本は利潤増大のための手段としてのみこれを発展せしめるのであり、資本による何ら制限なき機械の充用によれば、それは「進歩すれば進歩する程、完成されて行けば行く程益々それは基本的な生産力たる労働者階級を破滅させ圧迫する道となる。」のである。「資本主義的生産の最大の矛盾の一つは、生産力の一つである機械が他の最も基本的な生産力たる労働者に対して破壊的に作用する。」といわれるのである。

機械組織は「労働の生産性を増大させるための・すなわち一商品の生産に必要な労働時間を短縮させるための・最も有力手段であるが、その機械が、資本の担い手としては、まづ第一に、直接に機械によって捉えられた産業において労働日をあらゆる自然的制限以上に延長するための最も有力な手段となる。」そしてまた「機械制度が進展し、且つ、機械労働者という独自の一階級の経験が蓄積されるにつれて、労働の速度したがってまた強度が自然発生的に増加するということは、自明のことである。かくてイギリスでは、半世紀にわたり、労働日の延長が工場労働の強度の増大と相並んで行われた。」のである。したがって、労働生産性の上昇は、いわゆる絶対剰余価値生産の段階で時間延長とともに労働強化を伴ったという意味において、労働強度の増大と同時に関連性をもつ。さらに労働生産性の拡大それに対応してとられた時間延長、これがひいては時間短縮―標準労働日の確立となり、この基礎の上に再び労働強度の増大がはかられるということから両者は継起的な関連性をもつ。労働生産性の発展と労働強度の増大はこのように重複した関連性において考えられるのである。したがって、労働時間短縮について、労働の生産性の発展が

くり出す可能性を考えるとすれば、労働生産性の発展に関連する労働強度化をいれて検討しなければならない。これによって労働の生産性の発展による時間短縮の可能性が現実的なものとして検討されよう。

周知のとおり、およそ十九世紀の前半期においては、資本は、いわゆる絶対的剰余価値生産の方法によって、主として労働日の延長そして併せて労働強化の方策で資本蓄積を強行した。これは、一つは新しく充用した機械の「道徳的摩滅」の危険防止のためであり、一つは新たな機械の充用によって生みだされる「特別利潤」確保の条件を、徹底して利用するためである。したがって、新たな機械体系の導入によって剰余価値の増大をはかる生産性拡大の初期の段階においては、資本は少くとも労働時間の上で、延長こそ意図しても、時間短縮の譲歩を行うものではない。一般的に、生産性の発展が時間短縮の可能性をうみだすものとしても、ここには現実的可能性はないといってよいほど考えられないのである。

労働生産性の発展と結びつく労働強度の増進は、その発展過程で労働時間の延長と矛盾関係をつくりだす。すなわち「一時的な発作ではなくて日ごと毎日繰返される規則正しい均等性を必要とする労働にあつては、明かに一つの結節点がある——労働日の拡大と労働の強度とが排除しあつて、労働日を延長するには、労働の強度を低下せざるをえず、また逆に、強度を高めるには労働日を短縮せざるをえないという、一の結節点がある——生ずるに違いない」のである。絶対的剰余価値生産方法による資本蓄積を前提として、このような、資本の生産条件においてこそ、労働時間の短縮という譲歩の条件が考えられ、労働者階級の抵抗運動の展開およびその惧れがあつて、労働時間短縮が具体的に日程に上るのである。標準労働日の確立がそれである。

標準労働日の確立において、資本は、さらに労働過程の技術的および社会的諸条件の変革を圖つて、すなわち、い

わゆる相対的剰余価値の生産方法に転換し、労働の外延化から労働の内包化に重点をおく。しかし、この場合であっても、資本は一方において、新たな労働過程の技術的変化に対応して、残業あるいは交代制のあらゆる方法によって、労働時間の社会的規制のなかで、総労働時間の実質的外延化をはかる。それには、さきに述べた機械の道徳的摩滅の危険防止ならびに新たな機械充用の生産様式からつくりだされる特別利潤率確保の条件を徹底して利用するという、二つの要因が同じく作用するからである。そして他方、新しい生産方法にもとづいて労働密度の増大^{II}労働強化がより強くすすめられる。このような労働の外延化と労働強化の併存状態から、生産の発展に依りて労働の生産性と労働強化の矛盾関係がより拡大されそして促進されて、再び労働強度を高めるために労働時間を短縮せざるをえないという結節点が生ずるのである。したがって、この段階においては、総じて資本としても、労働者階級の抵抗運動如何によつては、時間短縮に譲歩してもよい事情が以前にもましてつくりだされている。このように相対的剰余価値生産に移行しても、その初期と発展期にあつては事情が異なるのである。

以上みたように、労働生産性の発展が労働強度と関連し、資本制生産の発展に応じて、この両者の併存と排除の傾向が、労働者階級の抵抗運動そして時間短縮を通じて循環をくりかえす。すなわち時間短縮の可能性が単なる一般的抽象的可能性にとどまる場合と具体的な可能性として問題になる場合とが発展に即して考えられねばならない。

労働組合運動が客観的条件ならびに主体的条件を明確にして展開されねばならないとすれば、時間短縮をめぐる労働組合運動も、可能性の具体的把握によつて、それぞれの段階における適切な課題が設定されることになる。

(1) 「資本論」第一巻、九五五頁。

(2) 内海義夫教授の「社会の生産力の発展水準、より正確には労働生産性の水準は、一般に労働時間短縮のための可能性をつくりだすものである

が、直接生産者と剰余労働の収取者との階級的に対立している社会では、その可能性はそのまま現実性に転化するわけではない。」(社会政策学会年報第11集、一三頁)と、藤本武教授の「このことは(オートメーション)によって労働生産性の高まること、少い労働力で以前より多くの生産量をあげることを可能にするものであって、労働時間の抽象的可能性を高めるものといわねばならない」(藤本武者「労働時間」一九三頁)は同じ論旨である。

(3) エム・ルビンシュタイン「生産力に関するマルクスの学説」邦訳 マルクス記念論文集「資本論研究」所収、三八四頁。

(4) 同右 三八〇頁。

(5) 「資本論」第一卷、九四一一二頁。

(6) 同右 第一卷、九五四一五頁。

(7) (a)機械の社会的陳腐化の程度に応じてその交換価値を失うのが「道德的摩滅」であるが、「機械の全価値が再生産される期間が短くなればなるほど、道德的摩滅の危険はますます少くなるのであり、そして労働口が長くなればなるほど、右の期間はますます短くなる」という関係にある。そして「機械の最初の生活期間においては、労働日の延長のためのこの特殊動機が最も激しく作用する。」(「資本論」第一卷、九四五―五頁参照)

(b)機械の使用が一種の独占状態にあるとき、その機械生産物の社会的価値は個別価値以上に高められる。したがって、この「過渡期においては、利得が非常なものであって、資本家は出来る限り労働日を延長することにより、この『初恋時代』を徹底的に利用しようとする」のである。(「資本論」第一卷、九四九頁参照)。

(8) 「資本論」第一卷、九五五頁。

三

現実問題として、労働の生産性は労働の強度と結びつくものであれば、生産性の拡大と労働時間との関係は、一般的抽象的可能性をつくり出すことのみでつぎるものではない。その発展段階に対応して、まさに一般的可能性としての意味しかもたず、現実にはむしろその可能性が否定される条件が資本によって強められるときもあれば、ま

た、その可能性が具体的な条件として考えられるときもある。

ところで、このような客観的条件に作用されながらも労働時間の短縮には労働組合運動が決定的な重要性をもつものであれば、労働組合として、ただ労働時間の短縮を期するということにとどまらず、資本の「労働時間政策」ともいべきものに対応して、労働組合としても労働時間に関する政策論理が設定されて、はじめて時間短縮の可能性を現実化する場合の内容充実が期しえられよう。なぜならば資本にとって労働時間の短縮は譲歩であり、譲歩は常に「改良」とともに運動の分裂そして抑制の機能をもっているからである。

剰余価値生産を基本として成立する資本主義においては、資本は剰余価値増大の観点から、賃金、労働時間および労働密度を主要な内容として、それらをくみ合わせ、総合的に賃労働に対する統轄、機能化を意図する。資本は、労働者階級の抵抗運動のために、何れかの部面で経済的譲歩を行わざるをえないとすれば、その譲歩分を他の部面において回復しようとする。このような構造的な資本の労働政策に対応して、労働組合はまさに労働生活条件の維持、改善のために、賃金、労働時間および労働密度の問題を主要内容として、全体的に生活防衛の運動を行い、また展開すべき課題を担っているのである。このような立場から労働組合は、標準賃金率、標準労働時間そして標準作業量の関連性¹⁾を労働生活から経験的にも把握して、標準賃金率、標準労働時間、および標準的作業量の維持、改善を運動目標の中心に設定してきたのである。この意味において、時間短縮闘争は賃金闘争と標準作業量闘争との結合の上で考えらねばならない。したがって、これは時間短縮闘争の独自性をいうのでもなく、また時間短縮闘争の、賃金闘争あるいは標準作業量闘争への従属さらには解消をもとより意味するものではない。労働組合運動のなかで時間短縮の闘争の相対的、独自性を考えるにしても、それは賃金闘争と標準作業量闘争との、統一的視点から考えるべきであって、こ

のことを問題の第一点として指摘しておきたい。

すでに述べたように、労働時間の短縮は、資本の立場からみれば、労働者階級の運動に対する経済的譲歩の一つである。したがって、余儀なく時間短縮を資本が行うにしても、剰余価値量の維持、増大によって利潤率の低下を防止するため、その譲歩をできるかぎり限定する。そのため、賃金が体系と結合して考えられると同じ意味において、労働時間も「時間体系」ともいふべき、時間管理方法の体系と結合して考えられる。すなわち、実働労働時間の短縮をできるかぎり行わず、休憩もしくは休日によって調整をはかった上で所定労働時間の短縮を行う。あるいはまた時間短縮を組織的残業によって事実上無効ならしめる方法が考えられてきたのはそのためである。したがって、労働組合の時間短縮の運動においては実労働時間の短縮を基点においた、労働時間短縮の体系的把握という視点が必要なのである。資本が労働者階級に譲歩するに際しては、本来これができるかぎり少く限定するとともに、またそれに労働者に対する分割支配の機能を担わしめようとするものである。すなわち差別にもとづく政策がとられることになる。周知のとおり、資本の差別政策は資本による労働管理体制の確立とともに強化される。独占形成期がこれにあたる。労働時間についても当然考えられるところであって、従来、一般的に職種別乃至地域別に労働時間の均一性がクラフト・ユニオンによって保持されていたのに対し、新たな均一性、すなわち資本による均一的規則の確立⁵⁾が図られ、その基礎の上に、工程別（≡服務別）時間格差が、部分的ではあるが、主要な生産部門において、考えられたのである。労働組合が「あらゆる職業に対して労働時間を共通に均等に短縮するために統々起る一般運動の形⁶⁾」をとったのは、主体的に労働組合自体の団結を保持する目的とともに、このような資本の差別的な政策内容に対抗するためである。

「均一性」「徹底的平等」が労働時間に関する労働組合の政策論理の主要点となっているのである。

労働組合が労働時間については「均一性」を問題にするにしても、それは必ずしも、時間短縮を立法化闘争に専ら運動の重点をおくものではない。ここで時短闘争の方式が問題となる。

労働組合が労働時間を短縮するにあたって、協約闘争の効果と限界が考えられねばならないと同様に、その立法化闘争の効果と制約も考慮されねばならない。時間短縮を立法化闘争において考えるとすればそれは協約闘争の効果をも、反対に協約闘争にのみ考えることは立法化闘争の効果をも、それぞれ過少評価することでは同じである。時間短縮をめぐって、協約闘争と立法化闘争は相互に排除しあうものではない。この両者のいずれに重点をおくかは、時短闘争の主體的、客觀的条件によつてきめられるべきである。したがつて、労働組合の時間短縮において、協約闘争と立法化闘争を、何れか一つに解消することでもなければ、併立して考えることでもなく、時間短縮闘争の二つの側面、二つの段階として考えることが必要である。

以上、労働組合が時間短縮闘争を行う場合、重視すべき諸点を述べたが、生産性の上昇は時間短縮の一般的可能性をつくりだすものであり、その可能性を労働組合の闘争が現実化するという、一般的规定にとどまらず、その可能性を段階に応じて具体的に検討して、はじめて、時間短縮の、一般的でなく、具体的な運動が生れる。そして現実的に時間短縮がなされるのである。

(1) ウエニツ夫妻は、標準賃金率と標準作業量の関係について、「もし賃金が時間割或は日割にて支払われるならば、仕事に対する賃金の同一率を維持するために、毎日如何なる程度迄機械が『急ぎ立て』speeding up られたかを正確に発見し、そして絶えず時間賃金を要求しなければならぬであろう」また、「時間極めて働く労働者の種々なる組合は、しばしば、単に最低賃金のみでなく、その賃金に対する仕事の最大量を設定することによつて、名目上でなく實際上の賃金率均等を確保せんと努力してきた」と述べ、「産業民主制論」三四四頁、三六四頁、標準賃金率と標準時間との結びつきを考へて考へている。すなわち「すべての日極めの週極めもしくは月極めの時間制労働者にあつては、標準労働時間短縮の可能性と労働組合

働時間の主張は彼等の標準賃金率を維持する上に必要な要素」(前掲書、四〇〇頁)、「日極め遇極めもしくは月極めの時間制労働者にとっては、標準労働時間は明かに標準賃金率に対する彼の契約の一部である」と(前掲書、四〇四頁)。

- (2) 内海義大教授は、労働時間の独自の法則を提起され、これにもとづいて、「労働力の再生産条件を費用的に確保することを意図するのが賃上げ闘争であり、これを時間的に確保しようとするのが時間短縮闘争」と規定して、賃上げ闘争とはちがった目的をもつ時間短縮闘争の独自の性格を主張される。教授は賃上げ闘争と時間短縮闘争を労働力の再生産条件の確保という点で共通の側面を考えられるが、両者の区別を強調に重点をおかれる、あまり、両者の関連性についての問題の指摘がない。(内海義大教授「労働時間の経済法則」社会政策学会年報第11集所収一七一—一九頁参照)。

- (3) 藤本武教授は時間短縮は一つの賃上げであるとして「賃金の切下げなしの時間短縮は、それだけ時間賃率の引上げを意味し、賃上げの一つとして考えるべき」(藤本武者「労働時間」一二四頁)と述べられる。この考え方には時間短縮闘争を賃上げ闘争に従属もしくは解消させる危険がもたれる。

- (4) イギリスで、一〇時間の標準労働時間は一八七八年の法律で繊維工場以外のすべての工場に適用されることになったが、しかし「ある条件下に残業を許すとか、始業終業の時間は変更することを得しめるとか、指定の食事時間や休日はこのことが変更を許すとか、ある種の製造工程はこれがある種の制限から免れしめるとかといった方法で、異った産業の種々の事情に応ずるための努力がなされた」のである(ウェツプ夫妻「産業民主制論」四二二頁)。

- (5) クラフト・ユニオンは自ら労働管理を行っていたといえる。しかし、技術体系の変革を伴う独占の形成によって、独占資本は労務管理体制の包摂を行い、労働時間についても、資本自らが生産体制に対応して管理するようになる。近代工場生産は一つの協同的工程から構成され劃一的規律性によって運営される性質上、労働時間については共通標準の採用が必要となる。問題はウェツプも指摘するように、「如何にしてまた誰によって均一的規則が定められるべきか」(産業民主制論「三九五頁」)にあろう。

- (6) ウェツプ夫妻「産業民主制論」四二四頁。

(7) 時間短縮を組合が実現する方式で、協約化においては立法化の場合よりも早期にこれを実現することができるに反し、恐慌の影響をうけ易く、これによって是全国一律の条件を確立することは事実上できない点の限界をもつ。他面、立法化においては、時間規制の恒久性と普遍性によって効果があるが、これが実現のためには一般に協約化の場合よりも長期に亘る闘争を必要とする。